

第 2 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第2回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年6月25日、第2回総会は市民交流センター多目的ホールに招集された。

1. 開会日時 令和6年6月25日(火)午後2時30分

2. 閉会日時 令和6年6月25日(火)午後3時10分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1 番 去石 徹 委員	2 番 田代 寛子 委員	3 番 福士 永輝 委員
4 番 飛澤 教男 委員	5 番 中野 正隆 委員	6 番 竹野 牧子 委員
7 番 去石 一伸 委員	8 番 坂本 久子 委員	9 番 山崎 安人 委員
10 番 阿部 剛夫 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長	荒川 東永
次 長	小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員	山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について

— 午後 2 時 30 分 開会 —

議 長
(阿部剛夫会長)

現在、委員 10 名中 10 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 2 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議 長

次に、「宮古市農業委員会憲章 2 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章 2 番朗読)

議 長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には 3 番福士委員と 4 番飛澤委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議 長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今回は11件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。
それでは届出合計を読み上げて報告といたしますので、4ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)

議 長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。

荒川事務局長

荒川事務局長。

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図の1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

続いて、資料ナンバー1をご覧願います。

現地調査につきましては、去る6月13日に月当番委員の去石委員、地区担当推進委員の伊東委員と事務局の私で行っております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第一種中高層住宅専用地域内のため、第3種農地と判断されます。(2)から(5)までは、転用許可基準からみて、いずれも確実または適当と認められるものでございます。(6)から(8)までは、該当はございません。

2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当はございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内で、第1種中高層住宅専用地域内でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域外及び農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は該当はございません。

以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の1番去石委員に発言を許します。
去石委員。

1番去石委員

1番去石です。
ただ今の事務局長の説明のとおり問題はないものと見てまいりました。よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長

以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。
これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
議 長 (議案第2号)	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。 事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の6ページをお開き願います。 (議案書の議案第2号を朗読) それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2の1をご用意願います。 (議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 続いて、資料ナンバー2の1をご覧願います。 現地調査につきましては、6月13日に月当番委員の去石委員、地区担当推進委員の伊東委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内、工業地域の農地です。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実と認められるものでございます。(5)から(6)までは、該当はございません。(7)の一時転用については、事業終了後、速やかに復旧する予定であり、農地復元の確実性があると認められるものです。(8)は、該当はございません。 続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内で工業地域でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございますが、30アールを超える案件でございますので、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することとなるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の1番去石委員に発言を許します。 去石委員。
1番去石委員	1番去石です。 ただ今の事務局長の説明のとおりで、工業地域にもなっているので問題ないと思って見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。 竹野委員。
6番竹野委員	6番竹野です。 斜線の部分と黒く塗りつぶした部分とあるのですが、これは所在的にどう いうふうに見ればよろしいでしょうか。
議 長	荒川事務局長。
荒川事務局長	ちょっと私の方で説明がおかしかったかもしれませんが、今回説明し ているのは斜線の方でございまして、黒塗りの方は次に説明をするところ でございまして、同じ申請地なんですけど所有者がいるために分けて申請を受 け付けたところでございます。
議 長	その他ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号2番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	それでは、付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資 料のナンバー2の2をご用意願います。 (議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 続いて、資料ナンバー2の2をご覧願います。 こちらは、付議番号1の調査書と同じ内容ですので、説明を省略いたしま すが、調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、付議番号1番と合わせて30アールを超える案件でございますので、一般 社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することとなるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございま した。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の1番去石委員に発言を許します。 去石委員。
1番去石委員	1番去石です。 先ほどの続きで同じ場所なので特に問題ないものと思って見てまいりまし た。ご審議のほどお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

	(「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号3番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	それでは、付議番号3番についてご説明いたします。議案書の7ページをお開き願います。所在図は3ページ、資料のナンバー2の3をご参照願います。 (議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明) 続いて、資料ナンバー2の3をご覧ください。 現地調査につきましては、去る6月13日に月当番委員の去石委員、地区担当推進委員の伊藤委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。申請地は水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接し、500メートル以内に■■■■、■■■■及び■■■■等の公共施設が存在していることから、第3種農地と判断されるものでございます。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。 2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地域域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊藤委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の1番去石委員に発言を許します。 去石委員。
1番去石委員	1番去石です。 事務局の説明どおり問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
議 長	以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

	お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。ただし、付議番号1番及び2番につきましては、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することといたします。
議 長 (議案第3号)	次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。小野寺次長。
小野寺次長	議案書の8ページをご覧ください。 (議案第3号付議番号1番から6番を議案書の朗読により説明)
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、これで議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (議案第4号)	次に、議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の9ページをご覧ください。 (議案書の議案第4号を朗読) それではご説明いたします。 農地利用の最適化の推進は、農業委員会等の所掌事務として、農業委員会等に関する法律第6条に定められており、それにつきまして公表をしていくものでございます。公表は、これまでも毎年公表しているもので、その内容等について議決をいただくものでございます。 それでは資料ナンバー3-1をご覧ください。

まず、1ページでございます。これは令和5年4月1日現在の状況で、すでにホームページで公表しているものを転記しているものでございます。

2ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動実施状況でございます。1の最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積でございますけれども、①現状及び課題、②目標につきましては、現在公表しておりますので説明は割愛いたします。③の実績についてご説明いたします。令和5年度の新規の集積面積はでございました。農地面積につきましては、これは実際の耕地面積でございますけれども、1,960ヘクタールでございます。令和5年度末の集積面積は、318ヘクタールでございます。今年度末、令和5年度末の集積率は16.2パーセント。目標に対する達成状況でございますが、これは、目標の集積率と実績の集積率を比較して達成状況を出すもので、74.7パーセントとなっているところでございます。農業委員会の点検結果といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携して活動したが、担い手への集積面積、率ともに目標を下回る結果となった、というところでございます。

次の(2)の遊休農地の発生防止、解消でございます。これにつきましても、①現状及び課題、②目標につきましては、公表している目標をそのまま転記したものでございますので、これについては、説明は割愛いたします。次のページに進みまして③の実績でございます。アの既存遊休農地の解消でございます。まず緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の緑区分の遊休農地の解消の実績でございますが、2.0ヘクタールでございました。目標に対する達成状況は22.7パーセントでございます。また、黄色区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況につきましては、策定には現在のところ至っていないところでございます。次に、イの新規発生遊休農地の解消につきましては、解消面積はございませんでした。④その他、農地の利用状況調査については、実施時期が7月から11月、調査結果とりまとめが10月から11月でございます。農地の利用意向調査につきましては調査実施時期が9月から12月調査結果とりまとめが12月から1月でございます。次に、農業委員会の点検結果でございます。農業委員と農地利用最適化推進委員の推進班による最適化活動を実施したが、既存の緑区分の遊休農地解消実績は目標を下回る結果となった、というものでございます。

次に(3)の新規参入の促進でございます。これにつきましても、①の現状及び課題、②の目標につきましては、目標設定から転記するもので説明は割愛いたします。③の実績でございます。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は1.9ヘクタールでございます。目標に対する達成状況は86パーセントでございます。これに対する農業委員会の点検結果につきましては、実績は目標の86パーセントでありました。今後関係機関と緊密な連携を図りながら、新規就農希望者に対し、相談支援を行っていく、というものでございます。

2の最適化活動の活動目標でございます。これにつきましても、②の実績につきましてご説明いたします。実績といたしましては、活動強化月間の設定回数は3回でございました。7月に遊休農地の解消、9月に農地の集積、11月に遊休農地の解消に取り組んだところです。

次に5ページをご覧ください。新規参入相談会への参加でございます。これにつきましても、実績について説明いたします。新規参入相談会への参加回数は1回でございます。時期といたしましては、10月に実施されましたものに、去石委員に出席をいただいているところでございます。相談会の内容といた

しましては、研修のあっせん、機械施設導入の支援、営農計画の作成支援、農地のあっせんなど行ったところです。

下の目標の達成状況の評語でございます。目標に対して期待どおりの結果が得られたというものでございます。また、推進委員等の点検、評価結果につきましては、目標に対して期待をやや下回る結果となったというのが推進委員等29人というところでございます。

説明は以上でございます。議決をいただいた後にホームページで公表をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、ご意見ないようですので、議案第4号の審議を終わります。

議 長

これより、議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第2回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

— 午後3時10分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 阿部 剛夫

署名委員

福士 永輝

署名委員

飛澤 教男